|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準 | **「受変電設備」管理標準（例）** | 整理番号：Ｅ－１ |
| 改訂： | 頁：1/1 |
| １．目的このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第４条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。２．適用範囲当事務所等に設置された受変電設備に適用する。 |
| 項目 | 内　　　　容 | 判断基準番号 | 管理基準 | 参照マニュアル |
| 運転管理 | **1.変圧器等の効率**変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う | (4)①ア | ・適正負荷率等；〇〇%以上 | 運転管理**マニュアル** |
| **2.力率**負荷電力の状況に応じて自動力率改善装置または手動により進相ｺﾝﾃﾞﾝｻｰを稼動又は停止させ受電端力率を95%以上に維持 | (4)①イ | ・目標力率；〇〇%以上 |
| 計測記録 | **1.受変電の計測記録**定期的に計測し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる①電力量、②電圧、③電流、④力率、⑤最大電力＊測定箇所、測定頻度等は「計測記録マニュアル」による | (4)② |  | 計測記録**マニュアル**記録簿 |
| 保守点検 | **1.受変電設備の安全、効率の維持向上対応**(1)日常点検＊点検箇所、点検方法、点検頻度等は「日常点検マニュアル」による(2)定期点検＊点検箇所、点検方法、点検頻度等は「定期点検マニュアル」による | (4)③ |  | 保守点検マニュアル記録簿保安規程等 |
| 新設措置 | 1.受変電設備を新設する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、需要実績と将来の動向について十分な検討を行い配置、配電電圧、設備容量を決定する2.特定機器に該当する機器を新設する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上のものの採用を考慮 | (4)④ア(4)④イ |  |  |
| 改訂履歴 | 改訂年月日 | 改訂内容 | 作成 | 承認 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 承認 |  | 照査 |  | 作成 |  | 実施年月日 |  |
| 制定年月日　 |  |